

平成30年第3回（6月）定例会 議案に対する質疑通告（発言順位）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（牧之原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）

1. 6番 藤野守議員

- 条例改正により身体拘束の条項が新設された。従来、介護施設における身体拘束の実態を市は把握しているか。施設ごとの延人数、実人数、期間等について伺う。
- 今後、条例により身体拘束という点において、市の関与は変わらぬのか伺う。

2. 14番 大石和央議員

- サービス提供事業者への周知はどのようにされたか。

議案第40号 牧之原市都市再生協議会条例の制定について

1. 5番 平口朋彦議員

- 第3条2項（1）では、「都市計画、福祉、商工業等に関する専門的知識又は学識経験を有する者」とある。「都市計画」「福祉」「商工業」の全てにおいての知識、経験を兼ね備えた人物1人を想定しているのか。もしくはそれぞれの分野別に複数名への委嘱を考えているのか。また「等」とあるが、少なくともこの3分野に関しては不足なく任命すると考えてよいか。また関係行政機関はどういった機関を想定しているのか。
- 本議案によって設置を目指す都市再生協議会の目的（所掌事項）は「立地適正化計画の作成及び変更並びに実施に関すること。」である。つまり当面の目標は「立地適正化計画」の策定であると認識するが、いつ頃までの策定を想定しているのか。
- 立地適正化計画の基本的な考え方には居住区域や都市機能（医療、福祉、商業、公共施設等）をゆるやかに誘導していくとある。そしてそれは平成28年度に策定された「都市計画マスターplan」との整合性を図ることから、相良市街地、榛原市街地、高台開発地の富士山型ネットワーク構造に準じるものであると考える。両市街地は津波浸水区域であるが、将来的なコンパクトシティ+ネットワークの形成に対し、大きな影響を及ぼすであろう立地適正化計画に関する責任の所在は本協議会と考えてよいのか。またかつて都市計画審議会での質疑において「市内10地区で展開されている絆づくり事業を活かす」との答弁があったが「居住誘導区域、都市機能誘導区域の基本的な方向性を定めていく」とことと「絆づくり事業」とは二律背反する印象を受ける。街の将来のあり方に大きく影響を及ぼしかねない計画を、本条例案が設置を目指す都市再生協議会が果して判断できうるレベルのものなのか、この点に関しての見解を合わせてお聞きしたい。